

奈良県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出について、荻田義雄後援会から訂正の届出があつたので、昭和五十七年六月奈良県選挙管理委員会告示第十六号（政治資金規正法に基づき設立の届出のあつた政治団体の名称等）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年十二月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

表中

奈良市窪之庄町  
三五〇番地

を

奈良市窪之庄町  
一二九―一番地

に改める。